

銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領について（通達）

平成27年2月12日 警察庁丁保発第41号

警察庁生活安全局保安課長から警視庁生活安全部長、道府県警察本部長

（参考送付先）

警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長、各方面本部長
あて

（概要）

銃砲刀剣類の所持許可に関して的確な判断を行うためには、警察署における各種調査（以下基礎調査という。）が重要であるところ、その実施要領を別添のとおり定めたので、各都道府県警察においては、下記の事項に留意の上、本実施要領に基づき必要な調査を実施して、個々の銃砲刀剣類の所持許可に関して的確な判断を行い、不適格者を確実に排除して、厳格な銃砲刀剣類行政を推進されたい。

記

1 実施体制等

- (1) 警察署長は、基礎調査の適正かつ円滑な実施のため、進ちょく状況等を十分に把握し、その過程で不審点や疑問点が生じ、再調査や調査先の拡大の必要がある場合等には、調査事項や調査先を具体的に指示するなど、的確な指揮を行うこと。
- (2) 生活安全担当課長は、警察署長を補佐して、基礎調査の実効を期すとともに、その実施に伴うトラブルを防止するため、基礎調査に従事する者（以下「実施者」という。）に対し、基礎調査の重要性をよく認識させた上で、実施に当たっての留意事項、具体的な実施要領等についての的確に指示すること。
- (3) 基礎調査において疑義が生じた場合等には、本部銃砲刀剣類行政担当課と協議するなど、連携を密にすること。このため、本部銃砲刀剣類行政担当課は、基礎調査が適切に行われるよう、警察署に対して定期的に指導を行うこと。

2 留意事項

- (1) 基礎調査においては、銃砲刀剣類の所持許可の申請をしている者（以下「申請者」という。）に係る機微にわたる個人情報を取り扱うこととなることから、その内容が外部に漏れることのないよう万全を期すこと。特に、周辺調査に当たって、当該情報を申請者以外の者に不用意に話したり、周辺調査により申請者以外の者から得た当該情報を申請者に不用意に話したりすることのないよう、生活安全担当課長は実施者に対して指導を徹底すること。
- (2) 周辺調査の実施に当たっては、調査を実効あるものとするため、特に支障がある場合を除き、原則として、申請者以外の者に対して申請者が銃砲刀剣類の所持許可の申請を行っていることを告げた上で実施すること。このため、申請者に対

して、あらかじめそのような調査を行う旨を、その必要性を含めて必ず説明すること。

- (3) 本調査要領は、基礎調査に当たって最低限必要と思われる事項について取りまとめたものであり、ここに記載された事項等以外で、各都道府県警察がこれまでに独自に行っている事項等について妨げるものではないので、適宜地域の実状に応じて実施すること。よって、様式についても、適宜各都道府県警察の実状に合わせて変更するなどして活用すること。

別添

銃砲刀剣類の所持許可に関する各種調査の実施要領

第1 一般的な調査の要領

1 面接調査

形式的、画一的な面接に終わることなく、個々具体的に行うとともに、言語、態度に注意し、無用の紛議を生じないように留意する。

2 周辺調査

申請者の居宅に赴き申請者本人と面接するとともに、申請者の配偶者又は同居の親族から聴取する。

近隣居住者・家主等、勤務先・取引関係者、狩猟・射撃仲間、縁故者・友人等の中から調査先として適当な者を指名させた上、これらの者の中から調査を実施するが、申請者に対し、追加で調査先として適当な者を追加するように依頼することができるほか、必要に応じて、担当者において別途調査対象を追加することができる。

調査に当たっては、調査の趣旨を明確に告げ、無用な誤解やトラブルを起こさないよう注意する。ただし、調査理由を明らかにすることにより、猟銃等が盗難被害に遭うなど、問題が生じるおそれがあると認められる場合はこの限りではない。

訪問調査を行うに当たっては、事前に調査先から希望日時を聴取し、可能な限り希望に沿って調査を実施する。

3 各種照会

関係機関等に対する照会は、原則として「銃砲刀剣類関係事項照会書」(銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)第95条及び別記様式第75号)により行う。

第2 調査の実施に当たっての着眼点

- 1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合(法第5条第1項柱書)

- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第5条第1項第2号)

- 3 精神障害若しくは発作による意識障害をもたらすその他銃砲若しくは刀剣類の適正な取扱いに支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものにかかっ

ている者又は介護保険法第5条の2に規定する認知症である者（法第5条第1項第3号）

- 4 アルコール、大麻、麻薬、あへん又は覚せい剤の中毒者（法第5条第1項第4号）
- 5 自己の行為の是非を判別し、又は判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（法第5条第1項第5号）
- 6 住居の定まらない者（法第5条第1項第6号）
- 7 ストーカー規制法第2条第2項に規定するストーカー行為をし、同法第4条第1項の規定による警告を受け、又は同法第5条第1項の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者（法第5条第1項第15号）
- 8 配偶者暴力防止法第10条第1項の規定による命令を受けた日から起算して3年を経過していない者（法第5条第1項第16号）
- 9 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（法第5条第1項第17号）
- 10 他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者（法第5条第1項第18号）